平成２８年（フ）第７１５９号
東京都足立区竹の塚５丁目６―17―102
債務者　波切美代子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１６６号
東京都板橋区高島平５丁目41―17―105
債務者　濱名　義治
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１６７号
東京都品川区東五反田１丁目２―44―1103
債務者　横山　卓司
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１６８号
東京都足立区中川２丁目24―15―201
債務者　板橋　和彦
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１７１号
東京都立川市一番町４丁目62―３　市営一番町北住宅　２号棟501
債務者　高橋　昌芳
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１７４号
東京都練馬区南田中５丁目25―22―208
債務者　青木　一茂
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１７８号
千葉県市川市南行徳４丁目14―４―203
債務者　大山早紀子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１７９号
東京都練馬区東大泉６丁目５－９－201
債務者　恩徳　秀信
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１８１号
神奈川県川崎市川崎区渡田１丁目９－４－903
債務者　武藤　寿志
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１８４号
東京都墨田区押上２丁目33―７―608
債務者　福士　友子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１８５号
東京都渋谷区東１丁目２－３－704
債務者　武田　史哉
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１８６号
東京都調布市多摩川７丁目31―８―101
債務者　八木　幸雄
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２０号
静岡市駿河区下島615番地の180　アメーヌメゾン201号、旧住所静岡市駿河区西島312番地の23
債務者　川端　正人
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８６号
北海道旭川市西神楽南２条３丁目250番地の156
債務者　中司　理絵
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４号
熊本県人吉市東間下町3335番地　米山団地３－１－４
債務者　鶴田　仁美
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部